

西部管内須磨区北部街路樹管理業務委託仕様書（案）

I 総則

1. 業務目的

本業務は、別添位置図に示す区域内において、本市が管理する街路樹及び緑地帯等を安全で美しい状態に保つことを目的とする。

2. 業務名称

西部管内須磨区北部街路樹管理業務委託

3. 業務場所

須磨区北部の街路樹及び緑地帯等

※別紙1「位置図」参照

4. 業務内容

須磨区内の街路樹、緑地帯等を良好に維持するために、数量表（別紙2）によらず必要な管理作業等を自主的に判断し、本市の承諾により適正に実施する。

（作業内容）

高木剪定作業、中低木剪定作業、草刈作業、抜根除草作業、病虫害駆除作業、灌水作業、点検業務 等

5. 業務委託の期間

業務委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

6. 仕様書の適用

本仕様書は、「西部管内須磨区北部街路樹管理業務委託」を実施するためのものである。仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と受託者が協議の上、業務を実施するものとする。

7. 法令の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

8. 業務計画書の作成

受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、本市に提出しなければならない。また、業務実施期間中は進捗状況等を定期的に報告する。なお、その内容を変更しようとする時は協議とする。業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- （1）業務概要
- （2）実施方針
- （3）業務工程

- (4) 業務実施体制
- (5) 打合せ計画書
- (6) 緊急連絡先
- (7) 勤務時間外連絡先
- (8) その他必要とするもの

9. 業務報告書

受託者は、業務の実施状況等について、四半期ごとに四半期報告書を本市へ提出することとする。また、本市が業務の実施状況等の報告を求めたときは随時報告することとする。

四半期報告書には、次の事項を記載し、仕様書や企画提案内容の進捗およびその効果をわかりやすくまとめること。

- (1) 業務実施概要
- (2) 業務実施工程
- (3) 安全管理の取り組み
- (4) 通常業務の結果報告
- (5) 点検業務の結果報告
- (6) 企画提案内容の取り組み状況・報告
- (7) その他業務上工夫した点、課題解決に向けた取り組み等
- (8) 指示書・打合簿等の指示事項の記録及び対応報告

10. 個人情報・機密の保持

受託者は、業務上知り得た個人情報及び機密を他に漏らしてはならない。

II 業務内容（参考）

※ 本市と協議の上、企画提案書に基づき一部変更することがある。

1. 基本方針

- ・受託者は「街路樹の機能向上や地域の価値向上」の達成に向けて、区域内の街路樹・緑地帯等を良好に維持するため、業務場所の樹木の生育状況や周辺施設・環境等を参考に、必要な作業を自主的に判断し、本市の承諾により適切に実施すること。
- ・業務に関しては数量表によらず受託者の自主的判断及び監督員の指示等によって、街路樹及び緑地帯等の良好な維持のため積極的に業務を履行することとする。
- ・緑地帯の管理は、低木の生長や雑草の伸び具合、交通安全などの観点から優先順位を考え、計画的に効率良く、かつ区内の中でバランスよく実施すること。
- ・周辺の施設や歩道の利用状況を考慮しつつ景観や美観に配慮し、市民の快適な空間の創出を図ること。
- ・災害時の倒木や立ち枯れ等による通行人等の危険性を減らすため、これらを事前に発見するように努めること。

2. 街路樹管理作業

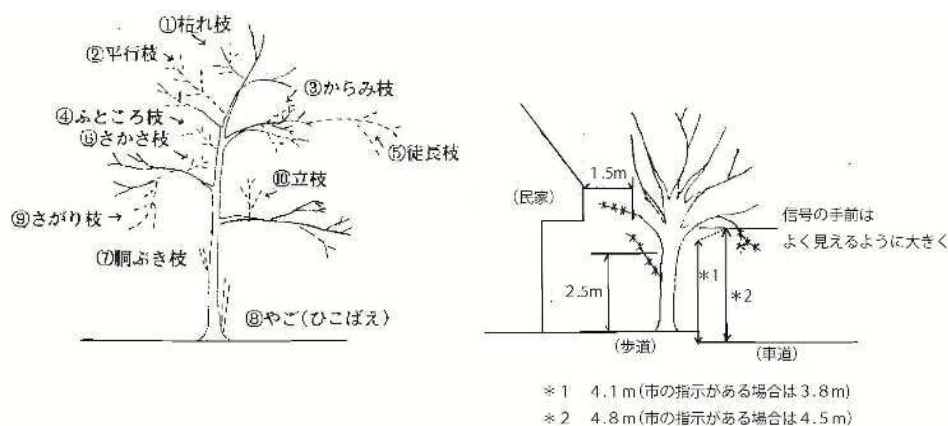
街路樹は風格あるまちなみ景観を形成する重要な構成要素である。樹種ごとの特徴を活かしながら剪定を行い、道路空間の利用や景観に配慮した質の高い管理を行うこと。

(1) 高木剪定作業

①基本剪定

- ・街路樹の樹形を整え、健全な育成を行うとともに良好な都市景観を形成しつつ、周辺環境に適応した状態に維持管理することを目的とする。
 - ・剪定は「剪定方法に関する資料」を踏まえて実施すること。
「剪定方法に関する資料」は下記に掲載している。
- 神戸市 HP ホーム > まちづくり > 公園 > 各種資料・申請書類
- URL:<https://www.city.kobe.lg.jp/a10019/kurashi/machizukuri/park/shiryou/index.html>
- ・路線・樹種・季節及び樹齢によって剪定の程度・方法が異なるため、作業着手前に路線ごとに試し切りを行い、本市の承諾を得てから本作業に着手すること。
 - ・落葉樹は、紅葉の状況をよく観察し、作業開始時期を本市と協議すること。
 - ・樹姿・樹形・樹冠の仕立ては自然樹形を原則とする。
 - ・樹高・枝張り・枝密度を調整すること。
 - ・建築限界内（車道部：道路面より 4.8m（市から指示がある場合は 4.5m）、路肩部：4.1m（市から指示がある場合は 3.8m）、歩道部：歩道面より 2.5m）の下枝については、樹木主幹部の付け根から切り落とすこと。
 - ・生育上の不要枝（やご・胴吹き枝・さがり枝・立ち枝・さかさ枝・からみ枝・徒長枝・平行枝等）を除去すること。
 - ・作業中は歩行者に対しお知らせ看板を設置すること。
 - ・街路樹を良好に保つための剪定計画及び方法について本市に提案すること。提案にあたっては、「街路樹再整備方針」の中の P11「再整備方針 2 風格あるまちなみ景観の形成 ①適正な剪定管理」を参考にすること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/26/saiseibihonpen.pdf>



お知らせ看板の表示例

特に名谷環状線のケヤキについては3か年で路線全体に1回以上の手入れを計画的に行い、今後の路線的な維持管理につなげる。その他の剪定の計画は提案をもとに監督員と協議する。



ア．冬期剪定（骨格剪定）

- ・樹木の樹形（骨格）を整えるための剪定。主として切り詰め、切り返し、枝抜き剪定を行うこと。

イ．夏期剪定（枝抜き剪定等）

- ・樹冠内に陽光や風を入れて、蒸れによる枝葉障害の防止や、台風による倒伏を防ぐための剪定。主として枝抜き、枝すかし剪定を行うこと。

②障害枝剪定

ア．障害枝剪定

民家障害、交通障害、照明障害等となっている枝を剪定すること。

- ・民家障害：民地内へ侵入または接近しすぎている枝、通風、採光の妨げとなる枝を除去すること。
- ・交通障害：歩行者、自動車などの車両の通行障害、信号や交通標識等の視認の妨げとなる建築限界内の下枝については、樹木主幹部の付け根から切り落とすこと。やご・胴吹き枝を除去すること。
- ・照明障害：照明の妨げとなる枝を除去すること。
- ・架線障害：架線の障害となる枝を除去すること。
（高圧線・変圧器から2 m程度離す）
- ・危険枝：キズ・枯損により危険のある枝を除去すること。

イ．胴吹除去

- ・胴吹き枝およびやごを除去すること。

③共通事項

- ・作業により発生した落葉・小枝・切りくず等は、丁寧に掃き集めて清掃すること。
- ・剪定跡は必要に応じて防腐剤等で保護すること。

④剪定枝の処分

ア．作業により発生した剪定枝・撤去木等の処分は、市内の神戸市許可一般廃棄物処分業者が運営する施設（別紙3「神戸市許可一般廃棄物処分業者一覧（木くず処理関係）」参照）にて処分すること。

イ．上記①の施設で処分が困難な場合は、クリーンセンター等にて処分すること。

（2）中低木剪定作業

- ・緑地帯内の中低木の樹形を整え、枯枝及び徒長枝を剪定する。
- ・低木の刈込高は車道舗装面より **70 c m以下** を標準とするが、視距の確保が必要である部分（中央分離帯開口部及び横断歩道周辺）の区域では、車道舗装面より **50 c m以下** とする。
- ・交通影響部分にあっては歩行者及び車両からの視距が確保できるように留意すること。

（3）草刈作業

- ・緑地帯内等の雑草を根際から刈り取り、刈草を残さないように清掃する。
- ・刈払機使用の際に低木や高木の幹などを傷めないよう十分に注意して作業すること。

(4) 抜根除草作業

- ・緑地帯内及び植樹柵内の雑草や実生木を根から抜き取り、あわせて根元に生えているひこばえ等を切除する。
- ・芝生等その他の有用植物を傷めないよう十分に注意して作業すること。
- ・植樹柵内の除草の際には、植樹外周の目地部についても除草すること。
- ・あわせて、縁石・街渠部等の目地から生えている雑草を除去し、街路樹の植栽管理と一体的に行うことで、景観の向上に努めること。

(5) 病虫害駆除作業

- ・受託者は、病虫害の発生する時期に病虫害調査を行い、発見した場合は本市に報告し早期処置に努めること。
- ・駆除作業は、薬剤散布者及び作業補助者で構成し、最低2名以上の体制とする。
- ・散布にあたっては、作業を行う2～3日前までにビラを配布する等、周辺住民に周知徹底を図り、第三者の商品、洗濯物、飼育動物、池の中の魚などに被害を及ぼさないように行うこと。また、散布の影響がある駐車車両、洗濯物がある場合は散布を中止すること。
- ・散布前には携帯マイク等にて周辺にアナウンスをして、付近住民に対して周知を図ること。
- ・散布する場所に通行人等が近寄る恐れのある場合は、散布作業中及び薬液が乾くまでの間は、見張り役を置く又はセーフティコーン等の保安施設を風で容易に転倒しないよう設置して立ち入り防止対策を行うこと。
- ・作業にあたっては、現場条件に応じて交通誘導警備員を配置し、安全管理を徹底すること。
- ・薬剤散布後、付近に落下した害虫等は、清掃し除去すること。

(6) 灌水作業

- ・主に夏場の渇水期に新植木や移植木、ヒラドツツジなど灌水が必要となる樹木に対し、必要に応じて散水車や人力により灌水を行う。特に高倉台団地内緑道のハナミズキ・ツツジについては梅雨明けから降雨の状況によるが基本的に週に2回の灌水作業が必要である。
- ・灌水用の水は、本市が指定する箇所（主な取水箇所：西水環境センター）の砂ろ過水を使用できるが、安全衛生上の使用制限があるため、取水施設からの指示に従うこと。土池公園からの取水も可能である。
- ・作業時間については暑い日中を避け、早朝及び夕方の時間に灌水するよう努めること。
- ・通行車両・歩行者の通行を妨げないよう、注意して作業を行い、原則として歩道上には作業車両を乗り入れないこと。

(7) 特定外来生物への対応

- ・特定外来生物のオオキンケイギクについては、別添を参考に除草・草刈作業の中で除去すること。草刈の対象地の場合であっても、抜根にて除去するよう努めること。また、繁殖しないよう種子がこぼれ落ちる前に除去するよう努めること。
- ・特定外来生物のアルゼンチンアリについては、別添を参考に他地域へ拡散させないよう注意して作業にあたること。なお、大量に発生している状況を発見した場合は市に報告すること。
- ・特定外来生物のクビアカツヤカミキリ・ツヤハダゴマダラカミキリについては、別添を参考に業務場所等で発生の疑い（成虫の発見やフラス等の幼虫の痕跡など）を確認した場合はすみやかに市に報告すること。

(8) その他

- ・本市に寄せられた市民要望に対しては、本市と協議の上で作業計画の中で適切かつ効率的に対処すること。
- ・作業で発生する刈込枝や刈草、落葉等のごみについては、本市環境局の定める事業系ごみの排出区分に従い、適正に処分すること。
- ・月間予定表を前月 25 日までに提出すること。また、毎月 5 日までに前月の月間実績表を提出し報告すること。
- ・原則として、官公庁の休日または夜間に作業を行わないこと。やむを得ず作業を行う場合は、本市の承諾を得ること。

3. 点検業務

- (1) 受託者は、区域内の街路樹が安全で快適な環境を維持できるよう、雑草の繁茂や低木の徒長、胴吹きや病虫害の発生状況等について、計画的に点検を行うこと。
- (2) 点検結果に基づき、優先される場所や必要とされる作業の把握を行い、作業に反映すること。
- (3) 点検によって枝折れや半倒木、腐朽木等を発見した場合は、速やかに本市に報告するとともに、緊急に対応を要する場合はその場で復旧を行い、後日対応する場合でもカラーコーン等で安全確保を行うこと。
- (4) 街路樹の管理については、街路樹再整備方針(平成 29 年 4 月策定)において、道路空間や周辺環境に応じた街路樹の適正化を進めていくとしている。これらの視点から具体的な場所の改善提案を毎年少なくとも各年度末までに行うこと。特に、交差点や横断歩道付近等で視距障害となっている街路樹を発見した場合は、撤去等の改善提案を行うこと。

4. 業務責任者

- (1) 受託者は、本業務の履行にかかる業務責任者を選任し、その氏名連絡先その他必要な事項を書面により本市に通知しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者とは本業務の履行に係る責任者であり、本業務を統括し、その運営、取締、作業に関する一切の事項の処理を行うものとする。
- (3) 業務責任者は、本市との連絡を密にし、本作業に係る履行管理、人員の配置等の履行体制の報告等を、原則として、書面をもって行うものとする。
- (4) 業務責任者は毎作業日について、安全管理状況も含めた作業の履行状況を確認すること。
- (5) 本市は業務責任者が業務を適正に行っていないとき、その他必要と認めるときは、業務責任者の交代等その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを請求できる。
- (6) 本市が受託者に対し本業務に関する指示を行うときは、急を要する場合を除くほか、原則として業務責任者に対して行うものとする。

5. 設備等の使用

- ・受託者は業務の履行のために使用する設備、工器具類、消耗品等を受託者の責任と費用負担により調達しなければならない。

6. 提出書類

本作業について必要な書類は、別紙4「提出書類一覧表」のとおりとする。

7. 安全管理

- (1) 受託者は作業にあたっては、事故防止・安全管理に充分注意し、現場条件に応じて交通誘導員や必要な工事標示板・セーフティーコーン・セーフティーバー等の保安施設を設置し、安全管理を徹底すること。なお、これらの保安施設には風で転倒しないよう重石を設置するなど、対策を講ずること。保安施設等は「神戸市土木請負工事必携」の「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づくこととし、「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」を参考に道路使用許可申請（警察協議）をおこない、必要な保安施設等の設置を行うこと。なお、道路形状等により「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」によることが困難な場合は監督員と協議の上、十分な安全管理を行うこと。

「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」は下記に掲載している。

神戸市 HP ホーム > まちづくり > 公園 > 各種資料・申請書類

URL:<https://www.city.kobe.lg.jp/a10019/kurashi/machizukuri/park/shiryou/index.html>

- (2) 「交通誘導警備員」とは、警備業者の作業員で、交通整理、作業車の誘導等の作業に従事する者をいう。また「交通誘導員」とは、「交通誘導警備員」に加え、受託者の作業員で、交通整理、作業車の誘導等の作業に従事する者をいう。

＊兵庫県公安委員会告示で検定合格警備員の配置が必要と定められた路線（県公安委員会指定路線）については、『路線警備員等の検定に関する規制（平成十七年十一月十八日国家公安委員会規制二十号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級または2級）』を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。

〈交通誘導員の配置区分〉

作業場所	配置する交通誘導員の種類	最低配置数
県公安委員会指定路線	交通誘導警備員A (交通誘導警備検定合格1級 又は2級の警備業者作業員)	規制箇所ごとに1名
上記以外	任意	「保安施設等の設置、交通 誘導員の配置方法」を参考 におこなう 警察協議結果に従う

- (3) 刈払機等を使用する際は、小石の撥ねなどが考えられるため、**市が承諾する場合を除き必ず防護シートを設置し、歩行者や車・隣接施設などに影響がないよう十分な安全対策を行うこと**。防護シートを使用しない刈払機作業を行う場合は、事前に文書にて市の承諾を得ること。また、通行の多いときは作業を停

止するなど、安全管理には万全を期すこと。

- (4) 歩行者及び周辺住民・沿道店舗等に迷惑を及ぼさないよう十分配慮すること。必要に応じて作業前の声かけなどの周知を行うこと。
- (5) 作業員の事故を防止するために必要な服装や装備等を着用すること。特に高所作業においては現場状況に応じて墜落制止用器具等の必要な措置を講じること。
- (6) やむを得ず歩道に車両を乗り上げて作業を行う場合は、警察協議の上、舗装面を養生すること。
- (7) 安全管理に関する自主管理内容を確認するために様式2「安全管理点検表」を作成し、これにより定期的に点検を行うこと。
- (8) 受託者は「神戸市土木請負工事必携（令和7年10月）」に定めるとおり、安全訓練等を実施すること。
- (9) 労働安全衛生法等関連法令に基づく必要な措置を常に講じること。
- (10) 高所作業車上で剪定した枝葉は、不用意な落下事故を防ぐため、ゴンドラ内への回収や、ロープ等での吊り下ろし、地上の作業員への手渡しなどの方法により、安全確保を確実に行って地上に下ろすこと。
- (11) 架空線（高圧線・通信線等）の影響により作業の安全性が確保できない際には、本市に報告のうえ架空線の所有者との立会を行い必要な措置を講じ、作業の安全を徹底すること。
- (12) 道路使用許可等の関係官公庁への必要な手続きは、受託者がその責任において遅滞なく行うこと。

8. 業務の引き継ぎについて

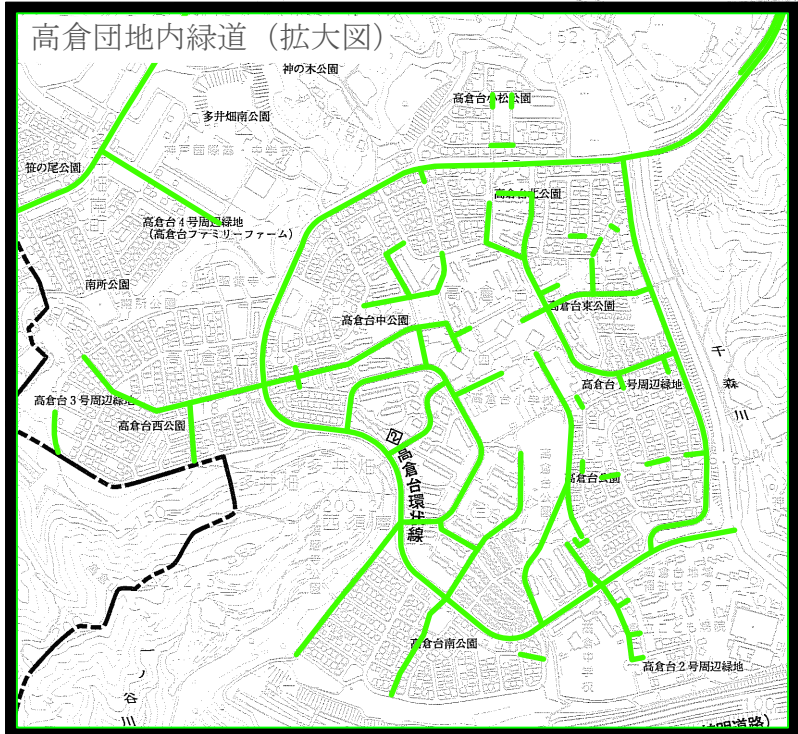
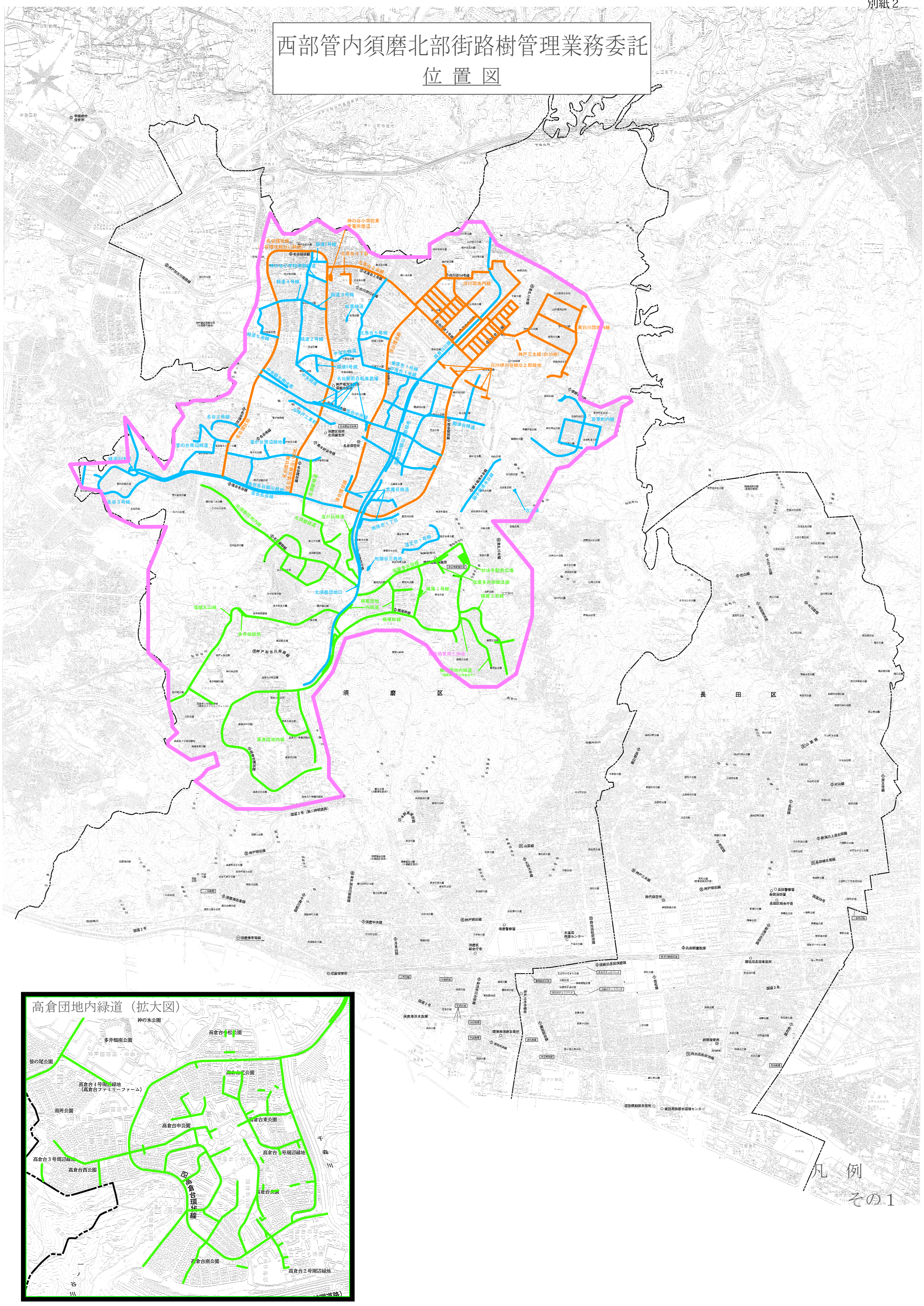
- (1) 次年度契約の受託者に引継ぐにあたっては業務引継書を作成し、次年度契約の受託者が決定した後速やかに（2週間以内）、3年間の業務実施内容や方針について十分な引継ぎを実施すること。
- (2) 業務引継の実施後は速やかに、（1）の業務引継書に引継実施日時、それぞれの会社名および業務責任者名を記載のうえ、本市に提出してその内容を報告すること。

9. その他

- (1) 本市（西部建設事務所）が開催する請負作業連絡会議に出席すること。
- (2) 受託者は作業に関して第三者から交渉のあったとき、あるいは交渉を要するときは、事前に本市に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 事故の発生、及び第三者に対して損害を及ぼした場合は、速やかに本市に報告するとともに、受託者の責任において解決すること。また、関係諸機関への連絡、通報、応急措置を行うこと。
- (4) 本業務にかかる責任の所在はリスク分担表（別紙5）による。
- (5) 本調達にかかる令和8年度一般会計予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

（令和7年11月作成）

西部管内須磨北部街路樹管理業務委託 位置図



凡 例
その1

別紙 2

緑地帯管理 参考数量表

(歩道)

(中央分離帯)

作 業 種 別		寄植剪定 (中木/本)	寄植剪定 (中木/㎡)	低木剪定 (㎡) アベリア・フリ ペット・ユキヤナ ギ 2回	低木剪定 (㎡) 左記以外 基本1回 ※2回	除草 (㎡)	草刈 (㎡)	寄植剪定 (中木/本)	寄植剪定 (中木/㎡)	低木剪定 (㎡) アベリア・フリ ペット・ユキヤナ ギ 2回	低木剪定 (㎡) 左記以外 基本1回	除草 (㎡)	草刈 (㎡)
路線名・街園名		1回	1回			2回	基本2回 ※3回	1回	1回			2回	基本2回 ※3回
1	武蔵谷緑道			○	○	○	○						
2	落合名谷線沿緑地		○	○	○	○	○						
3	竜が台周辺緑地			○	○	○	○						
4	高倉白川線 (北須磨団地入口、地獄谷三角地を含			○	○	○	○※				○	○	○
5	道正台1号線					○							
6	南落合1丁目			○	○	○	○						
7	古川東				○	○							
8	落合名谷線				○	○	○※						
9	名谷3号線			○	○	○	○						
10	名谷2号線				○	○	○						
11	旧神戸工業前		○	○	○	○	○						
12	若草町内線				○	○	○						
13	北落合5号線				○	○	○						
14	東落合1号線・ 中落合1号線			○	○	○	○						
15	落合中央線			○	○	○	○				○	○	○
16	獅子堀清水谷線					○							
17	菅の台周辺緑道		○	○	○	○	○						
18	緑道沿法面				○	○	○						
19	高倉白川線沿上部緑地			○	○	○	○						
20	殿津谷緑道			○	○	○	○						
21	松尾緑道			○	○	○	○						

緑地帯管理 参考数量表

(歩道)

(中央分離帯)

作 業 種 別		寄植剪定 (中木/本)	寄植剪定 (中木/m)	低木剪定 (m) アベリア・フリ ペット・ユキヤナ ギ 2回	低木剪定 (m) 左記以外 基本1回 ※2回	除草 (m)	草刈 (m)	寄植剪定 (中木/本)	寄植剪定 (中木/m)	低木剪定 (m) アベリア・フリ ペット・ユキヤナ ギ 2回	低木剪定 (m) 左記以外 基本1回	除草 (m)	草刈 (m)
路線名・街園名		1回	1回			2回	基本2回 ※3回	1回	1回			2回	基本2回 ※3回
22	中央緑道			○	○	○	○						
23	緑道1～6号線			○	○	○	○						
24	神の谷小学校南側緑道			○	○	○	○						
25	中落合緑道	○			○	○	○						
26	名谷駅前自転車置場			○	○	○	○						
27	中央線北側法面			○	○	○	○						
28	高倉団地内線			○	○※	○	○						
29	塩屋丸山線			○	○	○	○						
30	北須磨団地内線				○	○	○						
31	横尾幹線	○		○	○	○	○						
32	横尾1号線			○		○	○						
33	横尾2号線			○		○	○						
34	塩屋多井畑線	○			○	○	○						
35	横尾橋東南三角地			○		○	○						
36	横尾団地内緑道			○	○	○	○						
37	塩屋多井畑線法面 (妙法寺駅前広場を含む)			○	○	○	○						
38	高倉団地内緑道	○	○	○	○	○	○						
39	北須磨・友が丘緑道			○	○	○	○						
40	塩屋丸山線 (多井畑緑地)				○	○	○						
41	名谷環状線				○	○	○						
42	落合環状線			○	○	○	○						

緑地帯管理 参考数量表

(歩道)

(中央分離帯)

作 業 種 別		寄植剪定 (中木/本)	寄植剪定 (中木/m)	低木剪定 (m) アベリア・フリ ペット・ユキヤナ ギ 2回	低木剪定 (m) 左記以外 基本1回 ※2回	除草 (m)	草刈 (m) 基本2回 ※3回	寄植剪定 (中木/本)	寄植剪定 (中木/m)	低木剪定 (m) アベリア・フリ ペット・ユキヤナ ギ 2回	低木剪定 (m) 左記以外 基本1回	除草 (m) 2回	草刈 (m) 基本2回 ※3回
路線名・街園名		1回	1回			2回		1回	1回				
43	北落合4丁目 (名谷センター)	○		○		○	○						
44	白川団地内線			○		○	○						
45	北落合2号線			○※		○	○						
46	東白川団地内線				○	○	○						
47	白川伊川谷線沿上部緑地			○	○	○	○						
48	名谷環状線沿緑地			○	○	○	○						
49	神の谷小学校東変電所周辺			○		○	○						
	数量	282	320	39,323	40,035	107,570	132,653				2,439	4,876	8,804

高木剪定 参考数量表

	剪定A(歩道・交通島)						剪定A(中央分離帯)						剪定B(歩道・交通島)						障害枝(歩道・交通島)					障害枝(中央分離帯)					高木撤去(歩道・交通島)				高木撤去(中央分離帯)								
	30未満	30-60	60-90	90-120	120-180	180-240	240-300	30未満	30-60	60-90	90-120	120-180	180-240	240-300	30未満	30-60	60-90	90-120	120-180	180-240	240-300	60未満	60-120	120-180	180-240	240-	60未満	60-120	120-180	180-240	240-	60未満	60-120	120-180	180-240	60未満	60-120	120-180	180-240		
名谷環状線 ケヤキ		○	○	○	○																																				
その他路線 協議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1	152	516	412	33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	110	327	30	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	1	1	1	1	1	1	

神戸市許可一般廃棄物処分業者 一覧（木くず処理関連）

1. 施設の概要

	藤定運輸(株)	大栄環境(株)	(株)萩原林業
施設名称	藤定運輸株式会社	六甲リサイクルセンター	神戸ウッドリサイクルセンター
施設所在地	兵庫区遠矢浜町 5 - 8	東灘区向洋町東 2 丁目 2 - 2	西区見津が丘 6 丁目 1 - 2
受入時間	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
休業日	日曜日	日曜日	日曜日・祝日、 第 2 ・ 第 4 土曜日
搬入の事前 連絡	なし	なし	前日 1 7 : 0 0 までに(株) 萩 原 林 業 （ 電 話 078-922-6886 ） へ電話 連絡。
そ の 他		事前に「一般廃棄物処分 業務委託契約」の締結が 必要。	
受入金額	1 1 円 / k g （税別）	1 1 円 / k g （税別）	1 1 円 / k g （税別）
支払い方法	現金払い	現金払い	現金払い
お問い合わせ	078-671-2521	078-857-6791	078-922-6886

2. 受入基準

	藤定運輸(株)	大栄環境(株)	(株)萩原林業
受入可能な もの	樹木の枝葉、幹	樹木の枝葉、幹	樹木の枝葉、幹
受入可能な サイズ	制限なし	制限なし	制限なし
受入できない もの	金属類、プラスチック類、ガラス類、紙類、ゴム類、土・石類、草類、樹木の 根 など		

※ 上記以外の詳細は、各社へ直接お問い合わせください。

提出書類一覧表

番号	提出書類	部数	様式	提出期限
1	業務責任者設置通知書（注1）	1	様式1	契約締結後5日以内
2	内訳明細書（注1）	1	◆	契約締結後14日以内
3	施工計画書（注1）	1	◆	契約締結後速やかに
4	月間予定表、週間予定表（注1）	1	任意	仕様書に記載のとおり
5	業務記録写真	1	（注2）	市の指示した日
6	作業日報	1	任意	市の指示した日
7	安全管理点検表	1	様式2	市の指示した日
8	官公庁への手続き書類（写し）	1	—	市の指示した日
9	剪定枝、ごみ等の処分に関する計量票（写し）（注3）	1	任意	市の指示した日
10	再委託（下請負）承諾申請書	1	市から提供	仕様書に記載のとおり

※ 上記の書類は、業務担当課へ提出すること

※ ◆印の書類の様式については「神戸市土木請負工事必携（令和7年10月）および

「神戸市土木工事書類作成マニュアル（令和7年10月1日）」による

※ 安全・訓練等の実施については施工計画書に具体的計画を記載し、実施状況の記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示すること

※ 注1の書類については、原則、pdf形式などのデータで提出すること
（データでの提出が難しい場合は紙での提出も可とする）

※ 注2の業務記録写真は、路線・樹種・作業別に作業前・中・後を同一箇所から撮影すること。また、交通誘導員や保安施設の配置など安全管理状況がわかる写真を撮影し、黒板等に①路線名、②日付、③作業種別等を明示すること。書類については、市の求めに応じて原本、原データを提出すること。

※ 注3の書類については、計量票の原本を市に提出の上、監督員の確認印を得ること。

業務責任者設置通知書 (☐当初 ☐変更)

業 務 名	
契約締結日 令和 年 月 日	完成期限 令和 年 月 日
請負金額	
業務責任者 氏名	(変更する場合はその理由:)
上記のとおり、業務責任者等を選任しましたので通知します。 令和 年 月 日 神戸市長 あて 請負人 所 在 地 代表者名	

安全管理点検表

※請負人は現場状況等に応じて積極的にチェック項目を増やし、安全管理の徹底に役立てること

業務名：		点検日時： 令和 年 月 日（ ）
請負人：		点検者名：
チェック項目		請負人による点検結果
安全管理体制ほか	業務責任者が巡視を実施し、安全管理点検表で市に報告している。	
	業務責任者が作業の実施状況を直接確認し、指揮指導できる体制をとっている。	
	作業日毎に当日の作業内容及び予想される危険等について具体的に作業員まで説明し周知徹底を図っている。	
	機具・工具の点検、救急箱の確認を実施している。	
	駐車車両に車止措置を行っている。	
	作業従事者が適切な服装を着用している（保護帽、保護メガネ等を含む）	
	立入禁止措置、危険箇所等の明示を行っている。	
	安全に作業できるよう、スペースを確保している。	
その他	通行車両および歩行者から見えやすい場所に、作業内容・発注者名・請負人名を記入した工事標示板および作業のお知らせ看板を掲示している。	
	緊急連絡先（警察、消防、病院、官公庁等）を記載した書面を携帯している。	
	作業に関係する許可証（道路使用許可等）を携帯している。	
	道路使用許可証のとおり交通誘導員、保安施設を設置している。	
	作業後に現場の清掃を行っている。	
改善事項		

リスク分担表

項 目		リスク分担	
		市	受託者
法令等の変更	本業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
税制度の変更（委託料にかかる消費税を除く）			○
物価・金利の変動			○
事故発生（情報漏えい等を含む）	受託者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	道路施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
道路施設の損傷	受託者の故意・過失によるもの		○
	道路施設の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
周辺地域・住民・利用者への対応	道路施設の設置に関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	○	
	受託者が行う業務及び自主事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応		○
	上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	協議による	
第三者への賠償 （国家賠償法に基づく求償権を市が受託者に行使する場合を含む）	受託者としての業務及び自主事業により損害を与えた場合		○
	道路施設の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由で損害を与えた場合	協議による	
事業の中止、変更、延期	受託者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
上記に定めるもののほか不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、テロ、争乱、暴動その他の市又は受託者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク	事故発生時の初期対応		○
	市が所有する道路施設の復旧費用	○	
	受託者の所有する設備・物品の復旧費用		○
	事業の中止、変更、延期等に伴う費用		○
業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期受託者に引き継ぐ場合とも）			○

本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのない事項については、市と受託者が協議の上定めることとします。

別添

こんな花を見かけませんか？

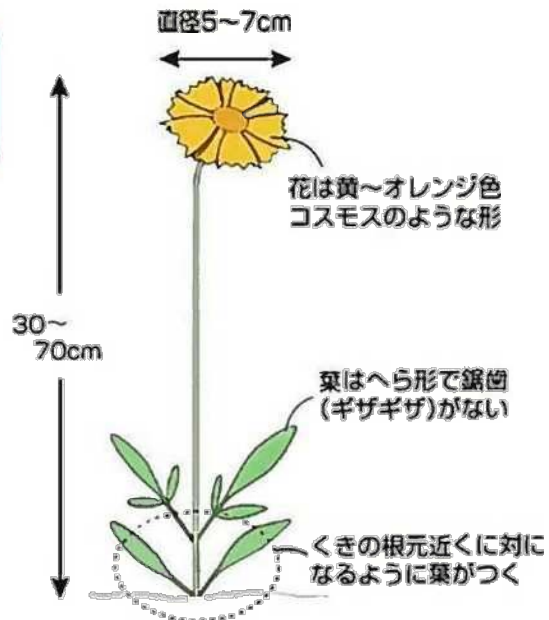


「オオキンケイギク」という名の
外来の植物です!!

オオキンケイギクは きれいな花ですが…

繁殖力が強い外来種で、河原等で在来の(昔から日本で生育している)野草の生育場所を奪ってしまうことがあります。生態系への影響が大きいとみなされているため環境省が外来生物法で「特定外来生物」に指定しており、栽培や持ち帰り等を禁止しています。

きれいだからといって、栽培することのないようにご注意ください。



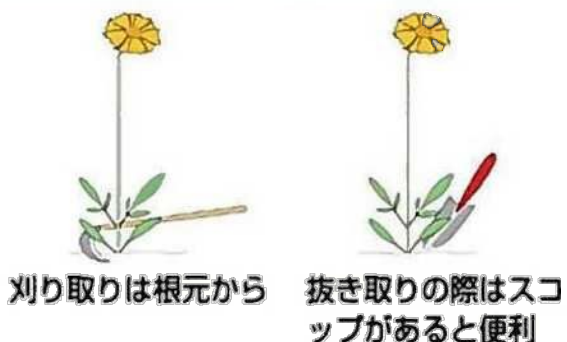
- 花が咲くのは5月から7月
- 道路の法面、道端、河原等で見られる

オオキンケイギクが気になるときは…

地域活動としてオオキンケイギクの除去を進めることもできます。
防除を始める際は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

通常の草刈りと同じ刈り取りも可能ですが、多年草ですので、根から抜き取ると、より効果的です。

※処分の際は、すぐに袋に詰めるなど、種子等がこぼれないよう注意してください。



アルゼンチンアリの見分け方

都市部の公園、庭、民家周辺などで見られる日本在来
のアリは10数種類ほです。
それらとアルゼンチンアリは以下の手順で区別します。

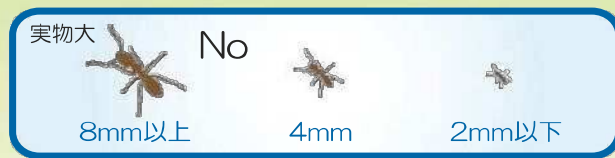
● 体の色は茶色である。



※ごく稀に黒っぽいアルゼンチンアリがいるので注意！



● 体の大きさは2.5～3.0mm程度である。



※1匹では分かりにくいので、リーフレット外周の実物大行列と比べてみて下さい



● 体はスマートである。



ここまで来れば残り 2～3種類！

アルゼンチンアリ

外来アリ

御用

- ① 全身ほとんど色の濃淡がない
- ② 肉眼では腰のくびれは目立たない
- ③ 体の「つや」が弱い
- ④ 体色に赤みがない
- ⑤ 脚の長さは目立たない
- ⑥ 行列に頭の大きな兵隊アリはいない
- ⑦ 建物の中まで行列が入る
- ⑧ 数が多い時には行列が帯状になる
- ⑨ 高速でせわしく歩く

※リーフレットの外周が実物大の行列

最後はじっくり観察です。

オオズアリ 実物大の行列

在来アリ

- ① 頭と腹が胸より色が濃い
- ② 肉眼で腰のくびれが目立つ
- ③ 体の「つや」が強い
- ④ 体色の赤みが強い
- ⑤ 脚の長さが目立つ
- ⑥ 行列に頭の大きな兵隊アリが混じる
- ⑦ 建物内まで行列は入らない
- ⑧ 行列は線状
- ⑨ 比較的ゆっくり歩く

トビイロシワアリ

在来アリ

- ④ 体色は黒っぽい（※ほぼ黒いアリなので通常は体色で区別できますが、茶色っぽいものもいるので注意！）
- ⑦ 建物内まで行列は入らない
- ⑧ 行列は線状
- ⑨ 比較的ゆっくり歩く



侵入種！アルゼンチンアリ

アルゼンチンアリは、**南米原産のアリ**で人間の交易に附随して、ここ100年ほどの間に世界中に広がった侵略的外来生物の一つです。日本では1993年に広島県廿日市市で最初に発見され、その後、山口県岩国市、柳井市、広島市、兵庫県神戸市、愛知県田原市などへ分布を広げています。侵入地では、在来アリを駆逐するなど生態系への影響が心配されるほか、頻繁に家屋内へ侵入し、食品に群がったり、布団の中にまで入り込んで安眠を妨げたりと**衛生害虫として大きな問題**になっています。このため、外来生物法の「特定外来生物」に指定され、防除方法が検討されています。



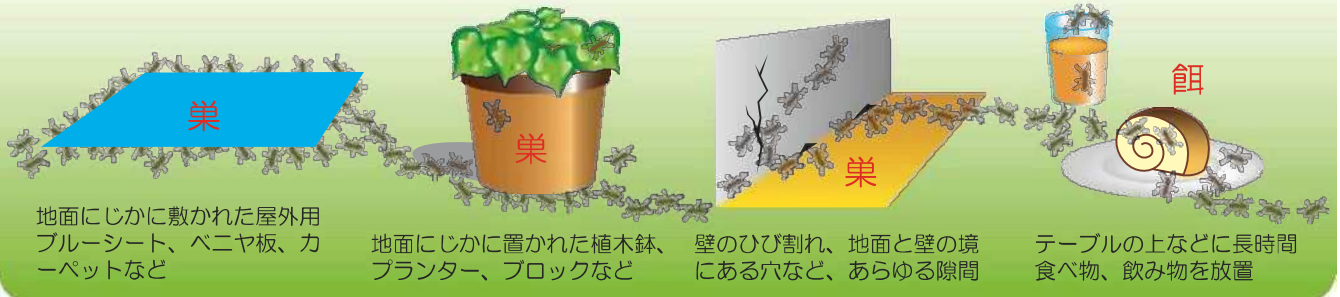
2006年現在の侵入地

★アルゼンチンアリの防除について★

アルゼンチンアリは、連続した複数の巣の中に女王アリがたくさんいる「多女王多巣制」という巨大な社会をつくり、旺盛な繁殖力でどんどん増えていきます。これまで世界中の侵入地で防除が試みられてきましたが、未だ完全駆除に成功した国はありません。このため、現時点で根本的な防除法は紹介できませんが、**アリが集まりやすい環境をなくすことと、各種殺虫剤を効果的に組み合わせる**ことで、家屋内への侵入はかなり防ぐことができます。

①アリが集まりやすい環境をなくす

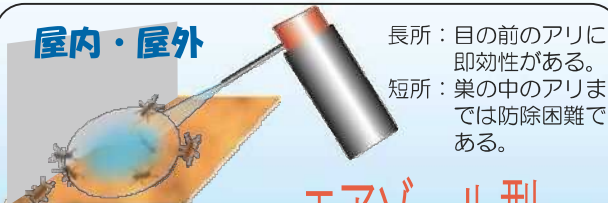
下の絵の左3例はアリが巣を作るきっかけとなる場所を与えています。ポイントは、地面にじかに物を置かず立て掛けるか台の上に置くことです。また、食べ物をテーブルの上などに長時間放置しないようにしましょう。



②殺虫剤の種類と使う際の留意点

現在市販されているアリ用殺虫剤には、その形状によって大きく以下の4種類に分けられます。それぞれに長所、短所がありますので、アリの発生状況と目的によって、使い分けまたは組み合わせるとう効果的です。

屋内・屋外



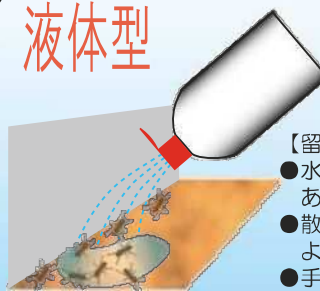
エアゾール型

【留意点】

- 顔などに誤噴射しないように注意する。
- 廃棄時は穴をあけて、ガス抜きを忘れず。
- 子供の手の届かない冷暗所に保管する。

長所：目の前のアリに即効性がある。
短所：巣の中のアリまでは防除困難である。

液体型



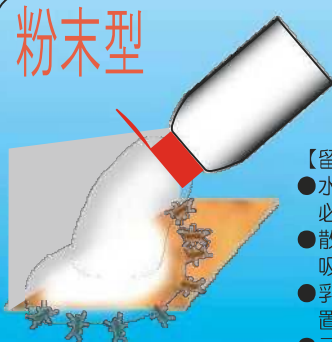
主に屋外

長所：目の前のアリに即効性があるほか、遅効性のタイプもある。
短所：家屋内で使いにくい。

【留意点】

- 水系に流入しないよう注意が必要である。
- 散布時に飛散した液が目に入らないよう注意する。
- 手などにかかった場合はよく洗う。
- 揮発成分の含まれるものは吸入に注意する。
- 子供の手の届かない場所に保管する。

粉末型



主に屋外

長所：殺虫成分を含むものもあるが持続的な忌避効果が期待できる。
短所：薬剤自体が目立つ。

【留意点】

- 水系に流入しないよう注意が必要である。
- 散布時に飛散した微粉末の吸入に注意する。
- 乳幼児やペットの誤食予防措置が必要である。
- 子供の手の届かない冷暗所に保管する。

屋内・屋外



ベイト(餌)型

長所：設置が簡単。環境への負荷が極めて少ない。巣のアリを駆除できる。
短所：遅効性なのですぐに効果が実感できない。

【留意点】

- ケースの破損によるベイトの飛散に注意する。
- 乳幼児やペットの誤食予防措置が必要である。
- アルゼンチンアリには液体またはゼリー餌タイプを使用する。



サクラ・モモ・ウメ
からのSOS

クビアカツヤカミキリのフラスを 見つけて知らせてください！

特定外来生物クビアカツヤカミキリの幼虫はサクラやモモ、ウメの木の中に住んでいます。

幼虫は木の中を食べて、木を弱らせて枯らしてしまいます。

放っておくとクビアカツヤカミキリはたくさん卵を産んで増え、次々に木を弱らせてしまうので、早く虫を見つけて木を守ったり、この虫が他の場所へ広がらないようにしないといけません。

フラスを見つけよう！

幼虫は「フラス」という木くずと幼虫のうんちが混ざったものを、木の外にたくさん出します。

そうめん・うどんのような形をしている

※地面に落ちたり、雨風が当たる等で形がくずれていることもあります。



じつぶつだい
実物大



じつぶつだい
実物大

成虫
体長：約2～4cm
胸が赤いのがポイント！



じつぶつだい
実物大

幼虫
体長：最大約4cm
木の中を食べ進んで育つ

成虫は5～8月にしか見られませんが、フラスは一年中見ることができ、

クビアカツヤカミキリを早く見つけるための大切な手がかりです。

こんなところにあるぞ！
クビアカツヤカミキリのフラス

身近な道路や公園、学校、お家の庭などにある木に、下の写真のような木くずを見つけたら裏面にさらに詳しい見分け方をチェック！



木の根元



木の幹



樹液と一緒に

クビアカツヤカミキリのフラスかも？と思ったら！

通報用フォームへ→



通報用フォーム、メール (Shizenchoujuu@pref.hyogo.lg.jp)、電話のいずれかで、速やかに兵庫県自然鳥獣共生課またはお住まいの自治体窓口に知らせてください！

※成虫や死体を発見した場合もお知らせください。

兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389 神戸市環境局自然環境課 078-595-6216

クビアカツヤカミキリのフラス 見分け方

①フラスの形は、まん丸なボール状？



提供：(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所

いいえ

- ・そうめんやうどんのような細長い形
- ・大きなかたまり
- ・くずれて元の形が分からない

はい

スカシバガの仲間のフラス
ボールのようにまん丸な
小さなツブをたくさん出す

②崩してみると、細長い形(繊維状)の木くずが多い？



いいえ

クビアカツヤカミキリのフラス
ポテトチップスやコーンフレークのような、
丸くて薄い形の木くずがたくさん見られる

はい

ほか
他のカミキリシのフラス
細長く削られた木くず
がたくさん見られる

クビアカツヤカミキリのフラスかも！？

クビアカツヤカミキリはサクラ・ウメ・モモ等のバラ科の木
を好みます。木の種類が分からなくても、フラスに①②の
特徴があれば、お知らせください。



身近にあるサクラを
チェックしてみてね

速やかに兵庫県自然鳥獣共生課またはお住まいの自治体窓口に知らせてください！

- ・発見した日、発見した場所、どうやって発見したかをお知らせください。
- ・できれば、写真を撮ってください。(スマホでも OK！)
- ※クビアカツヤカミキリを生きたまま持ち運んではいけません。
- ・死んでいる個体を見つけた場合もお知らせください。

通報用フォーム↓



在来種「ゴマダラカミキリ」ではありません

ツヤハダゴマダラカミキリに ご注意ください！

幼虫が道路や公園等
の樹木（アキニレ等）
を食害し枯死させます。

見分け
ポイント！

はね
翅のつけねがツヤツヤ



はね
翅のつけねがデコボコ



↑実際の大きさ
体長約2～3.5 cm

フラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）

高い枝から
こんな木くずが出ていたら
要注意！



この虫は**特定外来生物**で、
飼育や生きたまま持ち運ぶことが禁止されています

神戸市環境局自然環境課 078-595-6216

兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389

ツヤハダゴマダラカミキリとは？

道路や公園の樹木（日本国内では主にアキニレ等）、植林、果樹等を加害するカミキリムシで、特定外来生物に指定されています。



被害木の様子（アキニレ）

丸い傷

丸い穴

産卵痕



直径約 1 ～ 1.5 cm の
すり鉢状のかみ傷をつけ、
中心に産卵する。

成虫の出現期は5～10月
（ピークは7月）



産卵しようと
かみ傷をつける
メス個体

脱出孔



直径約 1 ～ 1.5 cm の
まん丸な孔を開けて、
成虫が脱出する。

産卵痕が多く見られる枝



丸い傷は
全て産卵痕

枝の分かれ目に溜まったフラス



樹皮下に溜まったフラス



フラスには繊維状の木くずが混じる



これらの産卵痕、脱出孔、フラスが樹木の上部（高さ 2 m 以上）の幹や枝に多く見られる場合は、ツヤハダゴマダラカミキリに加害されている可能性が高いです。

被害

- 幼虫が主にアキニレ、その他カツラ、トチノキ、エンジュ、ポプラ等の樹木を食害し枯死させます。
- ・ 枯死により、落枝や倒木による人的被害が発生する危険性があります。
 - ・ 今後他の樹種にも被害が広がる可能性があります。

兵庫県内での状況

2020年に神戸市（六甲アイランド）、2023年に西宮市（西宮浜）で発生が確認されています。

六甲アイランド情報交流センター（六甲ライナー アイランドセンター駅 1 階）に設置した「カミキリポスト」による対策にご協力ください。（期間 6 月 1 日～ 8 月 31 日 休館日：8 月 14 日～ 17 日）

・ ツヤハダゴマダラカミキリを捕まえたら、空のペットボトルに入れ、しっかりと蓋をして、カミキリポストまでお持ちください（※）。

※ ツヤハダゴマダラカミキリは生きたまま持ち運ぶことを禁止されていますが、神戸市は「六甲アイランドにおけるカミキリポストによる成虫の防除」について環境省の確認を受けています。このため六甲アイランド内ではカミキリポストによる対策が可能です。

スマホアプリ「Biome」を使った市民参加型の生き物調査を行います。（期間 6 月 1 日～ 8 月 31 日）

・ ツヤハダゴマダラカミキリを含む 15 種類が調査の対象種になっています。ぜひご参加ください。

自敷地内の被害木の伐採等の対策を検討されている場合には、神戸市にご相談ください。

神戸市環境局自然環境課 078-595-6216

兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389